総 務 長 法 務 課 長 市整 都 備課 長 課 建 築 长 環境・廃棄物対策課長 税務・収納課長 殿

🕻 一般社团法人 日本経営協会 常務理事・中部本部長 大久保 若穂

<名古屋地区>NOMA行政管理講座のご案内

「令和3年3月1日(月)~2日(火)開催]

亍政代執行の基本実務と事例解説

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を 賜り厚く御礼申しあげます。

住民の生活や基本的人権が侵されることがないように行政対応が進められることが望まれますが、行政代執行 に至る事案も、空き家・ごみ屋敷対策をはじめ近年は顕著になってきております。

本講座は、心理的・業務量的にも大きな負荷がかかる行政代執行の実務について、その法的根拠をはじめ、執 行の判断・流れや手続き(書式)、留意点等について、豊富な事例をもとにわかりやすく解説いたします。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申しあげます。

敬具

記

1日(月) $13:00\sim17:00$ 時:令和3年3月

2日(火)10:00~16:00

場: NHK名古屋放送センタービル内教室 (名古屋市東区東桜 1-13-3) 会

師:自治体債権研究会 代表

行政対象暴力問題研究会 副代表

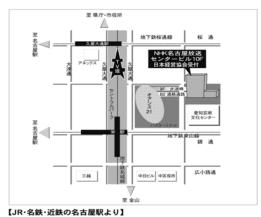
三重大学 理事・副学長

楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行 氏

楠井法律事務所 弁護士 飯田 真也 氏

参加料(負担金 1名につき)

		負担金	消費税等	合 計
NOMA会員		29,000 円	2,900 円 31,900 円	
_	般	32,000 円	3,200 円	35,200 円



地下鉄東山線(4分)栄駅より徒歩5分 地下鉄桜通線(5分)久屋大通駅より徒歩8分

【中部国際空港より】 名鉄(25分)金山駅(乗換)地下鉄名城線(7分)栄駅より徒歩**5分** ※地下鉄駅からは、地下街、オアシス21経由でNHKビルに直通

申込方法:裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等で下記へお申し込みください。 折り返し、「参加券」と「振込口座名を記載した請求書」を、ご派遣責任者宛にお送りします。

- ・その他ご不明な点は下記までお問い合わせください。
- ・負担金は原則開催日の3営業日前までに銀行振込にてお納めください。経理処理等の都合で遅れる場合は事前にご連絡ください。
- ・ご参加申込の方のご都合が悪くなられた場合は、代理の方にご出席いただきますようお願いいたします。
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきます。領収書が必要な場合はご連絡ください。
- ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

キャンセル:お申し込み後、キャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。

開催日の3営業日前~前日までのキャンセルは参加料の30%、開催日当日は100%をキャンセル料として申し受けます。 なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますのであらかじめご了承ください。

ご宿泊:本会では宿泊手配(予約)はいたしませんので、直接ホテルへお申込みくださいますようお願いいたします。 ご参考までに会場周辺のホテルを、下記の通りご案内申しあげます。

※ご予約の際に、日本経営協会からの紹介であることをお申し出いただきますと、宿泊料金の割引がございます ※ホテルの宿泊料・割引等は事前にフロントにお確かめください(時期によって変動がございます)

ホテル名	シングル客室料金 (ご参考)	交 通	ホテル電話
東京第一ホテル錦	11,000円~13,000円(15~20%割引有)	地下鉄栄駅より徒歩3分	052-955-1001
ベストウェスタンホテル名古屋	7,000 円~	地下鉄栄駅より徒歩4分	052-263-3411

お問合せ: 一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ(担当:松尾)

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 ※お問合せは、平日の9:15~17:15 にお願いいたします

◆講義項目◆

I 行政代執行の概要・法的根拠

- ・行政上の強制手段(強制執行)の分類
- ・行政代執行法第2条について 行政代執行と直接強制の相違点 ~対象となる義務・
- 手段選択の順番・費用の強制徴収・義務の実現の仕方
- · 代替的作為義務
- ・代執行の要件

義務の不履行・・・比例原則について 他の手段によって履行を確保することが困難

・・・「他の手段」とは?

不履行を放置することが著しく公益に反する

代執行の義務と判断 裁量権の適切な行使について

行政代執行の事例 ~不法占有を中心に~ Π

行政代執行をめぐる判例解説 Ш

- ・代執行が認められないとされた事例
- ・代執行に要した費用をめぐる債権の 仮差押えの申立てが不適法とされた事例
- ・その他

IV 行政代執行の流れ・手続き

~各手続における書式例を交えて~ 行政代執行及び直接強制の事案の紹介(DVD)

・義務賦課に関する手続

聴聞通知・必要となる記載の程度・ 名宛人となるべき人が所在不明の場合・聴聞手続・

是正措置命令・履行請求

·代執行手続

戒告・戒告書の交付・通知・

代執行実施決定・実施計画の策定・

聴聞等の事前手続の要否・代執行令書の交付・

代執行準備(地域諸団体や関係当局への協力依頼等)

・代執行の実行

抵抗の排除 …想定される妨害とその対応

撤去・搬出・・搬出をめぐる注意点

…保管義務の所在 等 保管

・費用の徴収

代執行費用の納付命令(費用の意義と手続の流れ) 納付義務承継・督促・財産調査・ 差押え(債権の場合・不動産の場合) 代執行に先立つ調査費用について

·略式代執行(簡易代執行)

略式代執行とは・略式代執行を認めている例・ 略式代執行の事例解説

行政代執行の具体的事例解説

- ・空き地の雑草等の除去に関する事例
- ・ゴミ屋敷への対応に関する事例
- ・産業廃棄物等の不法投棄に関する事例
- ・空き家対策(除去)に関する事例
- ・屋外広告物(違法看板等)の撤去に関する事例
- ・放置自動車の撤去に関する事例
- ・都市計画法違反に関する事例
- ・土地収用法にもとづく明渡判決の事例
- 道路の違法占有物の撤去に関する事例
- ・沈没船の処理に関する事例

VI ケーススタディ

・PCB廃棄物処分の代執行 など

【講師紹介】

自治体債権研究会 代表 行政対象暴力研究会 副代表 三重大学 理事・副学長

楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行 氏

昭和 55 年~58 年三重県職員。昭和 60 年弁護士登録。 三重県下市町の法律顧問の他、公職多数。

【著書】「医療現場でのクレーム・トラブルQ&A-初期対応から 法的対応まで-」(ぎょうせい)「自治体の債権回収」(公職研)/ 「行政対象暴力 Q & A」(ぎょうせい)/「自治体と弁護士の 連携術」(ぎょうせい) 他

楠井法律事務所 弁護士 飯田 真也氏

平成 23 年弁護士登録。平成 24 年~26 年明石市役所任期付公務員。志摩市空き家委員。行政事件を中心に取り組む。

R3.3.1-2

宛)

日本経営協会・中部本部(担当:松尾)	行	(この面をそのまる	ŧfaxu`	てくだ	ごさい)	FAX(052)952-7418
		日本経営協会会員	\Box -	般	(該当する方に	レ印を付けてください)

60016338	「行政代執行の基本		講座・参	参加申込書	性	年 月 日
ふりがな 団体名		Tel Fax	()	_		ご派遣責任者(ご連絡担当) 所属・役職名
所在地	₸					氏名
No.	フ リ ガ ナ 参 加 者 氏 名	所属・行			担当経験	メールアドレス
					年	
					月	
					年	<通信欄>
					月	
					年	
					月	

※請求書の宛名についてご教示ください。(口団体名と同じ □その他

^{・4} 名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。
・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右□をチェックしてください。 □